

奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十号

奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部知事公室の部統計課の項中「生活統計係 産業統計係」を「生活・産業統計係」に改め、同表総務部の部税務課の項中「管理係 課税係 徴収対策係」を「徴収対策係 管理係 課税係」に改め、同部管財課の項中「管理係 自動車係」を「管理係」に改め、同部情報システム課の項中「行政情報推進係 ネットワーク係」を「ネットワーク係 行政情報推進係」に改め、同表地域振興部の部地域政策課の項中「地域計画係 土地利用調整係」を「土地利用調整・計画係」に改め、同部エネルギー政策課の項中「エネルギー政策係 省エネ環境係」を「エネルギー政策係」に改め、同部中

文化振興課	文化振興係	文化活動係	文化財企画係
-------	-------	-------	--------

を

文化振興課	文化振興係	国民文化祭準備係
文化資源活用課	文化資源活用係	史料編纂・歴史展示係

に改め、同

部教育振興課の項中「教育振興・私学係 県立大学改革推進係」を「私学係 教育企画係」に改め、同表地域振興部観光局の部観光プロモーション課の項中「インバウンド促進係」を「インバウンド推進係」もてなし環境整備係」に改め、同表健康福祉部の部長寿社会課の項中「総務企画係 高齢者生きがいづくり推進係」を「総務・生き

「がいづくり推進係」に改め、同表医療政策部の部保健予防課の項中「感染症係」を「感染症係 がん対策係」に、「母子・保健対策係 がん対策係」を「母子・保健対策係」に改め、同表くらし創造部の部青少年・生涯学習課の項中「企画環境係」を「健全育成係」に改め、同表くらし創造部景観・環境局の部環境政策課の項中「環境企画係」を「きれいに暮らす奈良推進係 循環型社会推進係」に改め、同部廃棄物対策課の項中「循環型社会推進第一係 循環型社会推進第二係」を「一般廃棄物係」に改め、同表産業・雇用振興部の部産業政策課の項中「産業政策推進係 産業調査分析係」を「産業政策推進係」に改め、同表農林部の部農業水産振興課の項中「総合振興係」を「農産物ブランド戦略係」に、「果樹農産係」を「果樹農産係 農業技術支援係」に改め、同部農業経済課の項中「組合・法人指導係 農協検査係 共済係」を「指導係 検査係」に改め、同部畜産課の項中「畜産総務管理係 畜産振興係 防疫衛生係」を「防疫衛生・管理係 畜産振興係」に改め、同部地域農政課の項中「地域農政課」を「担い手・農地マネジメント課」に、「農地活用推進係」を「農地マネジメント係」に改め、同部農村振興課の項中「総務係」を「総務・管理係」に、「農村資源活用係」を「農村地域づくり係 農村資源活用係」に、「水利防災検査係 用地管理係」を「水利防災検査係」に改め、同部森林整備課の項中「治山・林道係 緑化推進係」を「緑化推進係 治山・林道係」に改め、同表県土マネジメント部の部河川課の項中「河川環境改善係 河川整備係 水防情報係」を「河川環境・水防係 河川整備係」に改め、同部砂防課の項中「砂防課」を「砂防・災害対策課」に、「砂防災係」を「砂防災係 災害防止係」に改め、同表県土マネジメント部まちづくり推進局の部地域デザイン推進課の項中「民間活動推進係」を「市町村連携推進係」に改め、同部住宅課の項中「地域住宅係 復旧・復興係」を「地域住宅係」に改め、同部営繕課の項中「建築第一係 建築第二係 設備第一係 設備第二係 医大整備技術支援係」を「設備係」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 地域振興部南部東部振興課の位置は、橿原市常盤町とする。

第三条に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、産業・雇用振興部に産業振興総合センターを置き、次の表の上欄に掲げる部並びに同表中欄に掲げる課及び室を置き、課及び室にそれぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

--	--	--

部 名	課 名	係 名
創業・経営 支援部	経営支援課	経営革新係 ものづくり支援係
	商業・サ ビス産業課	県内消費推進係
生活・産業 技術研究部	計量検定室	計量係

備考 産業・雇用振興部産業振興総合センターの位置は、奈良市柏木町とする。

第五条の表中

復旧・復興 推進室	
--------------	--

を

移住・交流 推進室	移住・交流推進係
--------------	----------

に改め、同表長寿社

会課の項中「地域包括ケア推進係」を「包括ケア推進係 地域支援係」に改め、同表病院マネジメント課の項中「新奈良病院建設室」を「新総合医療センター建設室」に改め、同表農業水産振興課の項及び砂防課の項を削り、同表に次のように加える。

営繕課	営繕プロジ エクト推進 室	建築第一係 建築第二係 設備係 医大整備技術支 援係
-----	---------------------	--

第五条の表に備考として次のように加える。

備考

1 地域振興部南部東部振興課移住・交流推進室の位置は、橿原市常盤町とする。

2 地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の位置は、宇陀市大宇陀下竹とする。

3 医療政策部病院マネジメント課新総合医療センター建設室の位置は、大和郡山市満願寺町とする。

第六条総務部の部知事公室政策推進課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同部行政経営課ファシリテイマネジメント室の項第二号中「及び処分に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。」を「に関すること。」に改め、同条地域振興部の部南部東部振興課の項第三号中「南部地域及び東部地域への移住の推進」を「半島振興」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同部南部東部振興課復旧・復興推進室の項を次のように改める。

南部東部振興課 移住・交流推進室

一 南部地域及び東部地域への移住の推進に関すること。

二 南部地域及び東部地域の観光及び交流の促進に関すること。

第六条地域振興部の部文化振興課の項第三号中「世界遺産の登録、保全及び活用」を「国民文化祭の開催」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同項の次に次のように加える。

文化資源活用課

一 文化資源の活用に関すること。

二 世界遺産の登録、保全及び活用に関すること。

三 奈良の史料編纂さんに関すること。

四 奈良の歴史展示推進に関すること。

第六条地域振興部の部教育振興課の項第一号中「教育振興」を「総合教育会議等教育振興」に改め、同項第三号中「県立大学」を「公立大学法人奈良県立大学」に改め、同項第四号中「の地域貢献の支援」を「研究機関等と地域との連携」に改め、同条医療政策部の部病院マネジメント課新奈良病院建設室の項中「新奈良病院建設室」を「新総合医療センター建設室」に改め、同条くらし創造部の部景観・環境局環境政策課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 循環型社会の形成推進に関すること。

第六条くらし創造部の部景観・環境局廃棄物対策課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条産業・雇用振興部の部産業政策課の項第一号中「及び立案」を「立案及び推進」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同項の次に次のように加える。

産業振興総合センター

- 一 創業支援及び経営支援に関すること。
- 二 ものづくり支援に関すること。
- 三 商業及びサービス業の振興に関すること。
- 四 大規模小売店舗の立地による周辺的生活環境の調整に関すること。
- 五 県内消費の振興に関すること。
- 六 生活及び産業技術の研究開発並びに技術支援に関すること。
- 七 計量法に関すること。

第六条農林部の部企画管理室の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同部農業水産振興課の項第二号中「振興」の下に「及びブランド化」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 鳥獣害対策に関すること。

第六条農林部の部農業水産振興課全国豊かな海づくり大会推進室の項を削り、同部地域農政課の項中「地域農政課」を「担い手・農地マネジメント課」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 農業会議及び農業委員会に関すること。

第六条農林部の部農村振興課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に関すること。

第六条県土マネジメント部の部地域交通課の項第一号中「鉄道の総合企画」を「地域公共交通の総合企画及び調整」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同部砂防課の項中「砂防課」を「砂防・災害対策課」に改め、同項第四号中「災害」の下に「復旧」を加え、同号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四 土砂災害防止法に関すること。

- 五 土砂災害の監視警戒避難に関すること。
- 六 深層崩壊に関すること。
- 七 直轄砂防事業等に関すること。

第六条県土マネジメント部の部砂防課深層崩壊対策室の項を削り、同部まちづくり推進局住宅課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同部まちづくり推進局営繕課の項第一号中「こと」の下に「（営繕プロジェクト推進室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第二号中「県有建築物」を「前号に規定する県有建築物」に改め、同項第五号を削り、同部に次のように加える。

まちづくり推進局 営繕課 営繕プロジェクト推進室

一 県有建築物（主として主要プロジェクトに係るものに限る。）の営繕に関すること。

二 前号に規定する県有建築物の設計及び工事管理の受託に関すること。

三 公立大学法人奈良県立医科大学が設置した奈良県立医科大学の附属病院の整備に係る技術支援に関すること。

第六条会計局の部総務課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 奈良県公契約条例（平成二十六年七月奈良県条例第十一号）の施行に関すること。

第八条中「大学及び」を削る。

第十一条を削る。

第十二条中「別表第五」を「別表第四」に改め、同条を第十一条とする。

別表第一奈良県東京事務所の項所掌事務の欄第五号を削り、同表奈良県立万葉文化館から奈良県立図書情報館までの項を次のように改める。

奈良県文 化会館	奈良市登 大路町		一 会館の管理運営に 関すること。 二 県民の文化振興事 業に関すること。 三 文化情報の収集及 び提供に関すること。	文化振興課
-------------	-------------	--	--	-------

	奈良県立 橿原考古 学研究所		奈良県橿 原文化会 館
	橿原市畝 傍町		橿原市北 八木町
一 万葉文化に関する	五 その他考古学研究 所の設置目的を達成 するために必要なこ と。 四 考古学的遺物及び 遺跡等に関する講習 会、研究会等を開催 すること。 三 考古学的遺物及び 遺跡等に関する資料 （以下「考古資料」 という。）を収集し、 保管し、及び展示す ること。 二 遺跡等の発掘調査 及びその指導を行う こと。 一 遺跡及び埋蔵文化 財（以下「遺跡等」 という。）に関する 学術的、専門的研究 を行うこと。	文化資源活用課	一 会館の管理運営に 関すること。 二 県民の文化振興事 業に関すること。

	奈良県立 万葉文化 館	
	高市郡明 日香村	
一 美術品及び美術に 関する資料を収集し、 保管し、及び展示す	調査研究を行うこと。 二 万葉文化に関する 資料及び万葉集に関 する美術品を収集し、 保管し、及び展示す ること。 三 万葉文化に関する 講演会、研究会等を 開催すること。 四 その他万葉文化館 の設置目的を達成す るために必要なこと。	奈良県立 民俗博物 館 大和郡山 市矢田町 一 民俗資料を収集し、 保存し、及び展示す ること。 二 民俗資料に関する 研究会、講演会等を 開催すること。 三 民俗資料に関する 調査研究を行うこと。 四 大和民俗公園の管 理に関すること。 五 その他民俗博物館 の設置目的を達成す るために必要なこと。

奈良県立 美術館	奈良県立 図書情報 館
奈良市登 大路町	奈良市大 安寺西
ること。 二 美術に関する展覧会、研究会、講演会等を開催すること。 三 美術に関する調査研究を行い、及び資料を刊行すること。 四 その他美術館の設置目的を達成するために必要なこと。	一 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条各号に掲げる事項に関すること（当該事項を効率的かつ効果的に行うための調査研究に関することを含む。）。 二 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて発信され、又は閲覧の提供を受けた情報を使用及び研究の用に供するとともに、収集した資料を電子情報として作成し、発信すること。 三 本県に関する歴史

	資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。 四 その他図書情報館の設置目的を達成するために必要なこと。

別表第一 奈良県産業振興総合センター及び奈良県産業会館の項を削り、同表奈良労働会館から奈良県立高等技術専門学校までの項中

奈良県立 高等技術 専門学校	磯城郡三 宅町		職業能力開発に関する こと。
----------------------	------------	--	-------------------

を

奈良県立 高等技術 専門学校	磯城郡三 宅町		職業能力開発に関する こと。
奈良県産 業会館	大和高田 市幸町		会館の管理運営に関する こと。

に改め、同表奈良県

農業研究開発センター及び奈良県病害虫防除所の項所掌事務の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表奈良県農業大学の項中

一 農業者の育成に関する こと。	地域農政課
二 農業の情報提供及	

を

「
び相談に関すること。
」

「
農業者の育成に関する
こと。
」

担い手・農地マネ
ジメント課

に改め、同表奈良県奈良土木事務

所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表奈良公園事務所から奈良公園シルクロード交流館までの項を次のように改める。

奈良公園 事務所	奈良市芝 辻町		一 奈良公園の管理及び整備に関すること。 二 平城宮跡等の整備に関すること。	奈良公園室
奈良春日 野国際フ ォーラム	奈良市春 日野町		一 奈良春日野国際フ ォーラムの管理運営 に関すること。 二 伝統芸能の振興、 国際交流の促進等に 関すること。	
国際奈良 学セミナ ーハウス	奈良市登 大路町		一 セミナーハウスの 管理運営に関するこ と。 二 奈良に関する歴史 及び文化の研究、研 修等の促進に関する こと。	

別表第二奈良県立万葉文化館の項から奈良県文化会館の項までを次のように改める。

		奈良県文 化会館	
	企 画 部	業 務 課	
	企 画 課 資 料 課	管 理 課	
総務課		業務課	
総務課		業務課	
一 研究所内における人事、予算、決算その他庶務（博物館に係るものを含む。）に関すること。		一 会館内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。	
二 その他の他の課の所掌に属さない事項		二 会館事業の企画及び推進に関すること。	
企画課		三 会館の使用承認及び使用調整に関すること。	
一 重要施策の企画調整及び推進に関すること。		四 文化情報の収集及び提供に関すること。	
二 遺跡等に関する学術的及び専門的な調査並びに研究の成果の普及に関すること。		五 その他管理課の主管に属しないこと。	
管理課		会館の施設及び設備の保守及び操作に関すること。	
附属博物館の位置は、橿原市畝傍町とする。			

奈良県立 橿原考古 学研究所			奈良県立 万葉文化
調 査 部	附 属 博 物 館		
調 査 課	学 芸 課		
三 広報等情報発信に関すること。 四 市町村との連携に関すること。 五 発掘調査業務の契約に関すること。 資料課 一 考古資料（博物館において保管するものを除く。）及びその関連資料の収集及び保管に関すること。 二 遺物の保存処理に関すること。 調査課 一 遺跡等の学術的、専門的調査及びその指導に関すること。 二 遺跡等の調査報告書その他遺跡等に関する刊行物に関すること。 学芸課 一 考古学的遺物及び遺跡等に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。 二 考古学的遺物及び遺跡等に関する教育普及、研究会等の開催に関すること。	総務課 一 万葉文化館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二 万葉文化館の維持及び管理に関すること。 三 その他企画普及課の主管に属しないこと。 企画普及課		

	奈良県立 民俗博物 館	館
	総務課 学芸課	課
総務課 一 美術館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二 美術館の維持及び管理に関すること。	総務課 一 民俗博物館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二 民俗博物館の維持及び管理に関すること。 三 大和民俗公園の管理に関すること。 四 その他学芸課の主管に属しないこと。 学芸課 一 民俗資料を収集し、保存し、及び展示すること。 二 民俗資料に関する研究会、講演会等を開催すること。 三 民俗資料に関する調査研究を行い、資料を刊行すること。	一 万葉文化に関する調査研究を行うこと。 二 万葉文化に関する資料及び万葉集に関する美術品を収集し、保管し、及び展示すること。 三 万葉文化に関する講習会、研究会等を開催すること。

奈良県立 美術館	奈良県立 図書情報館
総務課 学芸課	総務企画課 図書・公文書課
三 その他学芸課の主管に属しないこと。 学芸課 一 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 二 美術に関する展覧会、研究会、講演会等を開催すること。 三 美術に関する調査研究を行い、資料を刊行すること。	総務企画課 一 図書情報館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二 図書情報館の維持及び管理に関すること。 三 図書情報館事業の企画及び広報に関すること。 四 ネットワーク及び情報機器の運用管理に関すること。 五 その他図書・公文書課の主管に属しないこと。 図書・公文書課 一 図書の総合サービスに関すること。 二 県内市町村図書館及び学校図書館等の支援に関すること。 三 総合レファレンスに関すること。 四 公文書、古文書及び地域研究に関すること。

	五 資料の発注、受入、分類及び整理に関すること。	

別表第二奈良県産業振興総合センターの項を削り、同表奈良県北部農林振興事務所

から奈良県南部農林振興事務所までの項中

総務企画課	農林普及課	農業普及課	土地改良課
-------	-------	-------	-------

を

総務企画課	農林普及課	土地改良課
-------	-------	-------

に改

め、同表奈良県農業研究開発センターの項中

研究企画・技術支援部	総務課	研究企画	推進課	技術支援課
------------	-----	------	-----	-------

を

研究企画・技術支援部	総務課	研究企画	推進課
------------	-----	------	-----

に

改め、同項所掌事務の欄技術支援課の款を削り、同表奈良県農業大学校の項所掌事務の欄第六号及び第七号を削り、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所

までの項中

課
上北・下
北復旧復
興課

を

課
工務第二
課

に、

十津川復
旧復興課
五條南・
野迫川復
旧復興課

を

工務第二
課

に改め、同項所掌事務の欄計画調整課の款第六

号を削り、同欄工務課の款中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一
号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 大門ダムの管理に関すること（郡山土木事務所に限る。）。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄工
務第一課の款中「十津川復旧復興課及び五條南・野迫川復旧復興課」を「工務第二課
」に改め、同款の次に次のように加える。

工務第二課

次の各号に掲げる土木事務所の区域内における当該各号の土木事務所の工務課
の所掌事務と同様とする。

一 吉野土木事務所 吉野郡下北山村、同郡上北山村、県道大台ヶ原公園川上線、
一般国道百六十九号の新伯母峰トンネル及び同郡上北山村との境界で囲む同郡
川上村の区域並びに一般国道四百二十五号の白谷トンネルのうち同郡十津川村
の区域

二 五條土木事務所 五條市大塔町、吉野郡野迫川村、十津川村（吉野土木事務
所の管轄区域に係る部分を除く。）、熊野川のうち同郡天川村大字塩野二百四
十番の二地先及び同大字五百四十五番地先より下流の同村の区域

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄復
旧復興課の款から五條南・野迫川復旧復興課の款までを削り、同表奈良公園事務所の

項所掌事務の欄管理課の款中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 平城宮跡等の整備に関すること。

別表第四を削る。

別表第五中「(第十二条関係)」を「(第十一条関係)」に改め、同表奈良県立五條病院の項中「医療管理課」を「病院マネジメント課」に改め、同表を別表第四とする。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 産業・雇用振興部産業振興総合センター(以下「産業振興総合センター」という。)に所長、部長、課長、室長及び統括主任研究員

第三条第四項第一号中「又は技監」を「技監、道路政策官又は河川政策官」に改める。

別表第一東京事務所の項中「、所長代理」を削り、同表万葉文化館の項から橿原文化会館の項までを次のように改める。

文化会館	館長、副館長、次長、課長、課長補佐
橿原文化会館	館長、次長
橿原考古学研究所	所長、副所長、部長、特別指導研究員、課長
橿原考古学研究所附属博物館	館長、副館長、課長
物館	
万葉文化館	館長、副館長、課長
民俗博物館	館長、次長、課長
美術館	館長、館長代理、副館長、課長

別表第一図書情報館の項中「グループコーディネーター」を「課長」に改め、同表産業振興総合センターの項及び産業会館の項を削り、同表高等技術専門校の項の次に次のように加える。

産業会館	館長
別表第一新公会堂の項中「新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に改め、同	

表奈良公園シルクロード交流館の項中「奈良公園シルクロード交流館」を「国際奈良学セミナーハウス」に改め、同表奈良県立大学の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の上欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員、副主任幹、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課の課長、参事、主幹、課長補佐、主任調整員、副主任幹、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

医療政策部病院マネジメント課新奈良 病院建設室	医療政策部病院マネジメント課新総合 医療センター建設室
農林部地域農政課	農林部担い手・農地マネジメント課
県土マネジメント部砂防課	県土マネジメント部砂防・災害対策課

3 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる機関の館長、次長、部長、課長若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の館長、次長、部長、課長若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

奈良県農業研究開発センター研究企画 ・技術支援部	奈良県農業研究開発センター研究企画 推進部
奈良県新公会堂	奈良春日野国際フォーラム

4 施行日の前日に現に奈良県産業振興総合センターの所長、部長、課長、室長及び統括主任研究員若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ産業・雇用振興部産業振興総合センターの所長、部長、課長、室長及び統括主任研究員若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

（奈良県伝統的工芸品指定委員会規則及び奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則の一部改正）

5 次に掲げる規則の規定中「産業・雇用振興部産業政策課」を「産業・雇用振興部産業振興総合センター」に改める。

一 奈良県伝統的工芸品指定委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第六十五号）第七条

二 奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則（平成二十六年三月奈良県規則第八十九号）第七条

（奈良県農業新規参入者支援事業判定委員会規則の一部改正）

6 奈良県農業新規参入者支援事業判定委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「農林部地域農政課」を「農林部担い手・農地マネジメント課」に改める。